

平田中学校体育館トイレ改修工事

図 面 目 録	
0 0 1	建築改修工事特記仕様書 1
0 0 2	建築改修工事特記仕様書 2
0 0 3	建築改修工事特記仕様書 3
1 0 1	配置図
1 0 2	改修前 平面詳細図・展開図
1 0 3	改修後 平面詳細図・展開図
1 0 4	改修前 断面詳細図・天井伏図・床伏図・建具図
1 0 5	改修後 断面詳細図・天井伏図・床伏図・建具図
3 0 1	電気設備 特記仕様書
3 0 2	改修前後 電灯設備平面詳細図
3 0 3	改修前後 コンセント設備平面詳細図
4 0 1	機械設備 特記仕様書
4 0 2	改修前 平面図
4 0 3	改修前・後 便所平面詳細図
計 1 5 枚（表紙含む）	

改修工事特記仕様書

I 工事概要

1 工事番号・名称

平田中学校体育館トイレ改修工事

2 工事場所

海津市平田町蛇池1318

3 用途地域等

都市計画区域(内)外) 用途地域(未設定)準都市計画区域防火地域等(防火準防火指定なし22条)その他の地域、地区()

4 主要用途

中学校

5 敷地面積

m²

6 工事の概要

7 別途工事

8 その他

・住民説明会について
受注者は必要に応じて、住民説明会への参加及び説明の協力をすること。

9 特記仕様書の範囲

特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
・構造特記仕様書 ・外構工事特記仕様書 ・植栽工事特記仕様書
○解体工事特記仕様書 ○電気設備工事特記仕様書 ○機械設備工事特記仕様書

II 建築工事仕様

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)[令和元年6月改定]」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)[令和元年5月改定]」(以下「標準仕様書」という。)及び「建築物解体工事共通仕様書(令和2年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。
なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。
2. 特記仕様
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。○印と※印のついた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の< >、() 及び [] 内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章 項 目

特 記 事 項

① 一般事項

○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。
○ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
○ 施工体系図を現場に掲示すること。
・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤、擁壁、内外壁、床、建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。
調査範囲 ※ 図示

② 適用基準等

○ 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成31年版)
○ 工事写真の撮り方<建築編>第2編 工事写真の撮り方(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

3. 概成工期

工工期より 日前 <1.1.2>

④ 工事実績情報(CORINS)の登録

※ 適用する(請負精算額が500万円以上の場合) <1.1.4>
受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。
・ 適用しない

⑤ 発生材の処理等

発生材の処理 <1.3.12>
・ 引渡しを要するもの()
・ 特別管理産業廃棄物()
・ 受入れ施設名・所在地(km)
・ 現場において再利用を図るもの()
・ 再生資源化を図るもの()

種 類	受入施設名	所 在 地 (Km)	備 考
○ コンクリート塊			
・ アスファルト			
コンクリート塊			
○ 建設発生木材			
・ コンクリートから成る建設資材			
・			

・その他の廃棄物(安定型)

種 類	受入施設名	所 在 地 (Km)	備 考

⑥ 電気保安

⑦ 事故報告

⑧ 建築材料等

9. 室内の空気中の化学物質濃度の測定

10. 特別な材料の工法

・その他の廃棄物(管理型)

種 類	受入施設名	所 在 地 (Km)	備 考

上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること
PCB(ポリ塩化ビフェニール)含有機器 ・有(数量は図示) [5.4.3]
・無
PCB含有シーリング材 ・有(施工範囲は図示) [5.4.4]
・無
PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。
アスベストの処理
吹き付けアスベスト除去工事 ・有(図示) ・無
受け入れ施設名・所在地(km)
アスベスト含有保温材除去工事 ・有(図示) ・無
受け入れ施設名・所在地(km)
アスベスト成形板除去工事 ・有(図示) ・無
受け入れ施設名・所在地(km)
ヒ素又はカドミウム含有石膏ボードの処理
ヒ素又はカドミウムボード ・有(図示) ・無
次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。
<対象となる石膏ボード>
小名浜吉野石膏(株) いわき工場 昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
日東石膏ボード(株) 八戸工場 平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
指定する処分場
【名称： 所在地(km) 】
・適用する ※ 適用しない <1.3.3>
<1.3.10>
工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
材料の品質等 <1.4.2>
※ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。
特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
環境への配慮 <1.4.1>
※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
※ ホルムアルデヒド仕様
使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 の場合
該当する建築材料
1) J I S及びJ A SのF☆☆☆☆品
2) 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
3) 次の表示のあるJ A S適合品
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b. 接着剤等不使用
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 <1.6.9>(1.5.9)
試料採取及び測定は、厚生労働省の「室内空气中化学物質の採取方法及び測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか、拡散方式ではサンプラー製造所の定める仕様により行う。
測定対象物質
※ フォルムアルデヒド(濃度指針値 100 μg/m³ ・ 0.08ppm)
※ スチレン(濃度指針値 220 μg/m³ ・ 0.05ppm)
※ トルエン(濃度指針値 260 μg/m³ ・ 0.07ppm)
※ エチルベンゼン(濃度指針値 3,800 μg/m³ ・ 0.88ppm)
※ キロリン(濃度指針値 870 μg/m³ ・ 0.20ppm)
測定する室等：(1階平田支所・子供図書館・カフェスペース)
2階77坪エリフ・ベビークーイング・おむつ替え室
採取方法：吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では8時間採取する。
測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を2部提出する。
・測定結果
・試料採取時の状況(気温・湿度(室外・室内)、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定までの日数)
・試料採取方法、測定方法、使用した測定機器
測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡は受けない。
・総揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定か所等については、末尾に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。
※ 室内VOC濃度の測定結果に関する書面の当該施設への提示については、施設管理者に依頼する。
「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

① 一般事項

② 適用基準等

③ 概成工期

④ 工事実績情報(CORINS)の登録

⑤ 発生材の処理等

⑥ 電気保安

⑦ 事故報告

⑧ 建築材料等

9. 室内の空気中の化学物質濃度の測定

10. 特別な材料の工法

11. 建築基準法による風圧力等の指定

12. 設計G L

13. 施工調査

14. 技能士

15. 完成図等

16. 完成写真

① 設備工事との取合い

⑧ 火災保険等

② 仮囲い

2. 交談誘導員

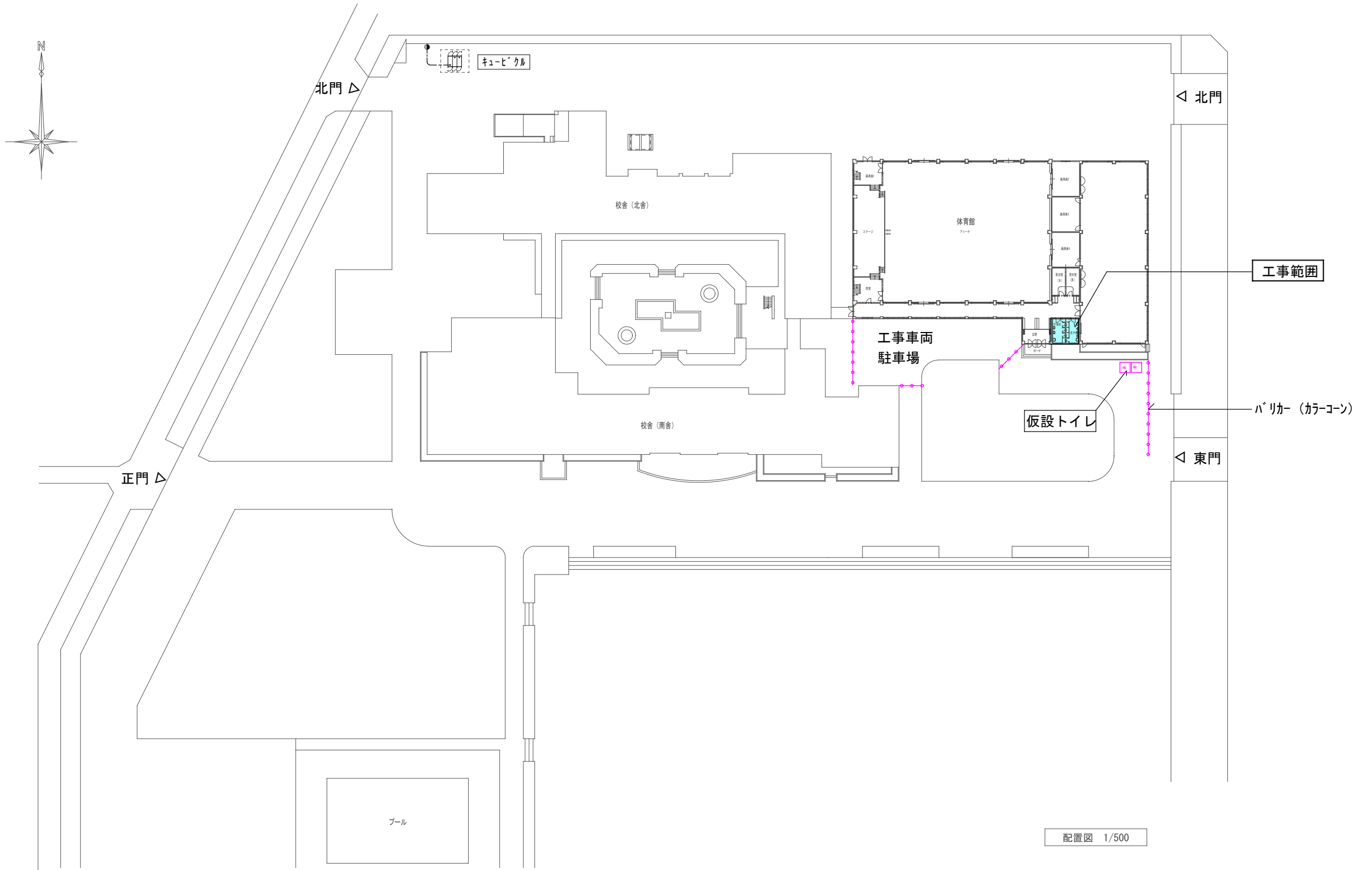
<3.5.4><3.9.3><5.10~12.2><5.13.5>(13.2.3)(13.3.3)
適用工事 建築基準法の指定
・合成高分子系ルーフィングシート 風速(V0) ※30 ・34
・アルミニウム笠木 ・金属板屋根葺き 地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ
・折板屋根葺き ・ガラスブロック 多雪地域の指定 ・有 ・無
・重量シャッター ・軽量シャッター
・オーバーヘッドドア
※ 図示 ・現状平均地盤高
施工数量調査 <1.5.2>

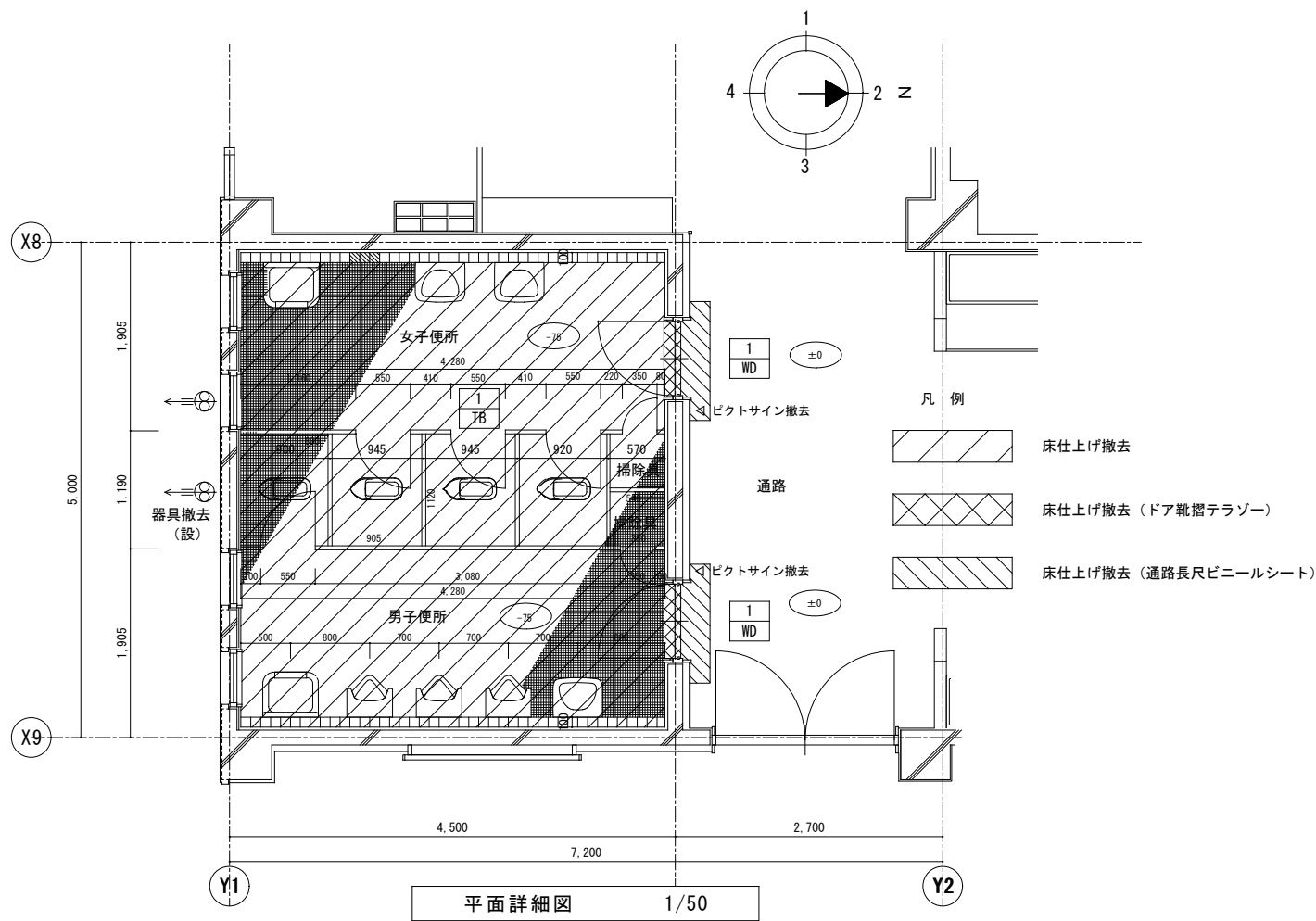
調査項目	調 査 範 囲	調査方法	成 果 品

・既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。 <1.5.3>
<1.6.2>
・下巻で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一級技能士を配置する。
※ 下巻で技能士を適用することとした職種に、1級、2級又は単一級技能士を配置する。
・下巻で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。
工 事 種 目 技能検定職種(技能検定作業)
以下の該当工事 ・該当する作業がある以下の職種(作業)の全て
仮設工事 ・とび(とび作業)
防水改修工事 ・防水施工(・アスファルト防水工事作業
・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
・アクリルゴム系塗膜防水工事作業
・合成ゴム系シート防水工事作業
・塩化ビニル系シート防水工事作業
・セメント系防水工事作業
・シーリング防水工事作業
・改質77坪パット-77防水工事作業
・FRP防水工事作業)
外壁改修工事 ・左官(左官作業) ・タイル張り(タイル張り作業)
・樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)
・塗装(建築塗装作業)
建具改修工事 ・サッシ施工

[illegible]

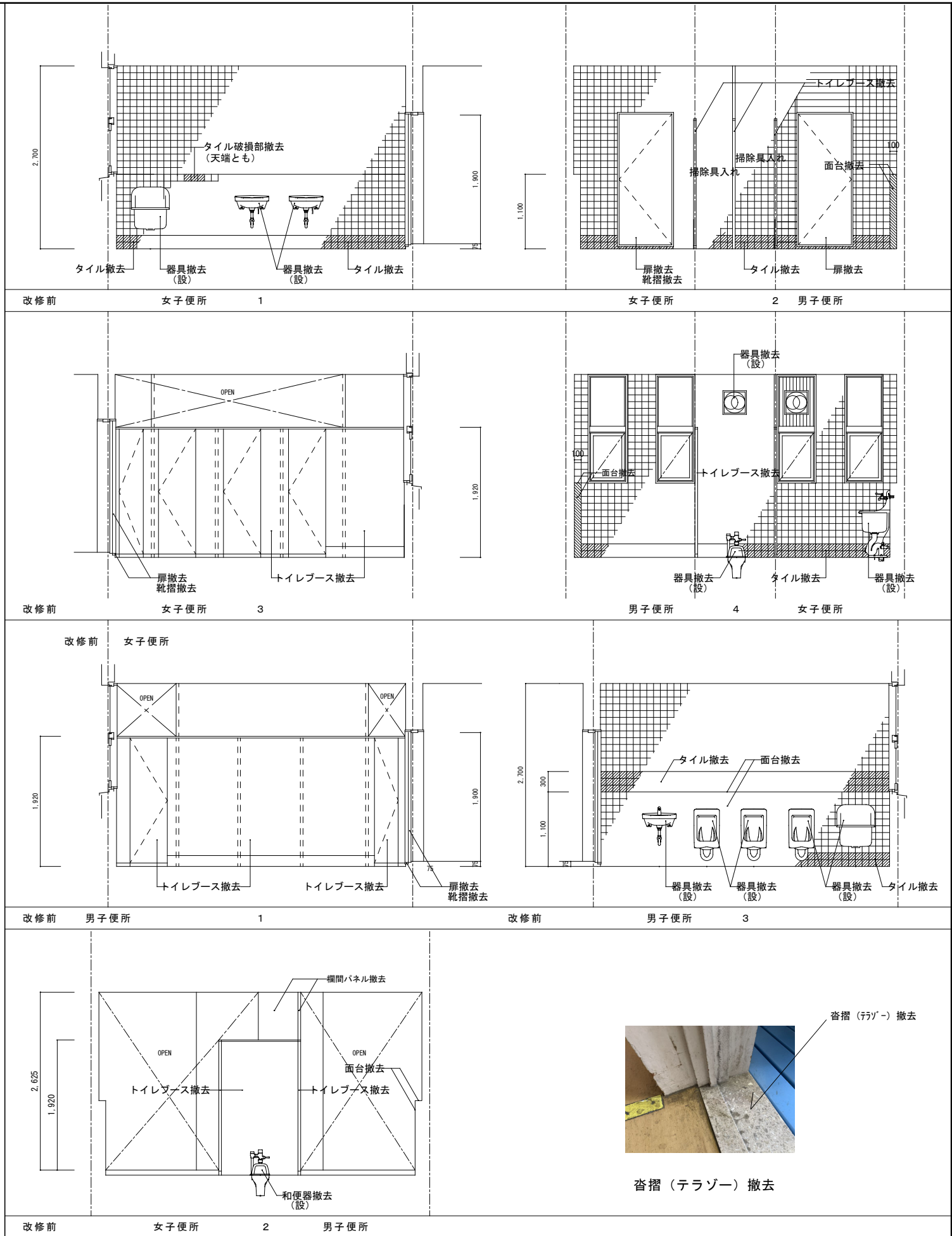
5	建具改修工事	14. ガラス	ガラスの留め材 ※ シーリング ・ ガasket (可動アルミ製建具に限る) 防火戸のガラスの留め材は建築基準法の認定を受けたシーリング材とする。 ガラスの溝幅については、〈図5.13.1〉による。ただし強化ガラス、合わせガラス及び倍強度ガラスの溝幅は図示による。 複層ガラスの保証期間は引き渡し日から10年間とし、メーカー保証書を提出する。 〈5.13.5〉	⑥内装改修工事	14. ビニル床 タイル・ビニル床シートの特種機能 帯電防止 ・ 帯電防止性能評価 (JIS A 1455) 1.2～3.1程度 又は耐電圧 (JIS L 1023) 3kV以下 ・ 帯電防止性能評価 (JIS A 1455) 3.2～5.1程度 又は漏えい抵抗値 (JIS A 1454) 1×10 ⁻¹⁰ オーム未満 ・ 帯電防止性能評価 (JIS A 1455) 5.2以上 又は漏えい抵抗値 (JIS A 1454) 1×10 ⁻⁷ オーム未満 耐動荷重 JIS A 1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、層間剥離強度試験 (発泡層のあるビニルシートのみ) およびキャスター性試験等の試験後異常がないこと。 〈6.8.2〉	⑥内装改修工事	22. 遮音シール材 ・ アクリル系シーリング材 ※ ジョイントコンパウンド 〈6.13.2〉 23. 壁紙張り 24. タイル張り 25. セルフレベリング材塗り 26. 防水工 27. 断熱工 28. 防虫工 29. 防蟻工 30. 防霉工 31. 防カビ工 32. 防臭工 33. 防汚工 34. 防錆工 35. 防錆工 36. 防錆工 37. 防錆工 38. 防錆工 39. 防錆工 40. 防錆工 41. 防錆工 42. 防錆工 43. 防錆工 44. 防錆工 45. 防錆工 46. 防錆工 47. 防錆工 48. 防錆工 49. 防錆工 50. 防錆工 51. 防錆工 52. 防錆工 53. 防錆工 54. 防錆工 55. 防錆工 56. 防錆工 57. 防錆工 58. 防錆工 59. 防錆工 60. 防錆工 61. 防錆工 62. 防錆工 63. 防錆工 64. 防錆工 65. 防錆工 66. 防錆工 67. 防錆工 68. 防錆工 69. 防錆工 70. 防錆工 71. 防錆工 72. 防錆工 73. 防錆工 74. 防錆工 75. 防錆工 76. 防錆工 77. 防錆工 78. 防錆工 79. 防錆工 80. 防錆工 81. 防錆工 82. 防錆工 83. 防錆工 84. 防錆工 85. 防錆工 86. 防錆工 87. 防錆工 88. 防錆工 89. 防錆工 90. 防錆工 91. 防錆工 92. 防錆工 93. 防錆工 94. 防錆工 95. 防錆工 96. 防錆工 97. 防錆工 98. 防錆工 99. 防錆工 100. 防錆工 101. 防錆工 102. 防錆工 103. 防錆工 104. 防錆工 105. 防錆工 106. 防錆工 107. 防錆工 108. 防錆工 109. 防錆工 110. 防錆工 111. 防錆工 112. 防錆工 113. 防錆工 114. 防錆工 115. 防錆工 116. 防錆工 117. 防錆工 118. 防錆工 119. 防錆工 120. 防錆工 121. 防錆工 122. 防錆工 123. 防錆工 124. 防錆工 125. 防錆工 126. 防錆工 127. 防錆工 128. 防錆工 129. 防錆工 130. 防錆工 131. 防錆工 132. 防錆工 133. 防錆工 134. 防錆工 135. 防錆工 136. 防錆工 137. 防錆工 138. 防錆工 139. 防錆工 140. 防錆工 141. 防錆工 142. 防錆工 143. 防錆工 144. 防錆工 145. 防錆工 146. 防錆工 147. 防錆工 148. 防錆工 149. 防錆工 150. 防錆工 151. 防錆工 152. 防錆工 153. 防錆工 154. 防錆工 155. 防錆工 156. 防錆工 157. 防錆工 158. 防錆工 159. 防錆工 160. 防錆工 161. 防錆工 162. 防錆工 163. 防錆工 164. 防錆工 165. 防錆工 166. 防錆工 167. 防錆工 168. 防錆工 169. 防錆工 170. 防錆工 171. 防錆工 172. 防錆工 173. 防錆工 174. 防錆工 175. 防錆工 176. 防錆工 177. 防錆工 178. 防錆工 179. 防錆工 180. 防錆工 181. 防錆工 182. 防錆工 183. 防錆工 184. 防錆工 185. 防錆工 186. 防錆工 187. 防錆工 188. 防錆工 189. 防錆工 190. 防錆工 191. 防錆工 192. 防錆工 193. 防錆工 194. 防錆工 195. 防錆工 196. 防錆工 197. 防錆工 198. 防錆工 199. 防錆工 200. 防錆工 201. 防錆工 202. 防錆工 203. 防錆工 204. 防錆工 205. 防錆工 206. 防錆工 207. 防錆工 208. 防錆工 209. 防錆工 210. 防錆工 211. 防錆工 212. 防錆工 213. 防錆工 214. 防錆工 215. 防錆工 216. 防錆工 217. 防錆工 218. 防錆工 219. 防錆工 220. 防錆工 221. 防錆工 222. 防錆工 223. 防錆工 224. 防錆工 225. 防錆工 226. 防錆工 227. 防錆工 228. 防錆工 229. 防錆工 230. 防錆工 231. 防錆工 232. 防錆工 233. 防錆工 234. 防錆工 235. 防錆工 236. 防錆工 237. 防錆工 238. 防錆工 239. 防錆工 240. 防錆工 241. 防錆工 242. 防錆工 243. 防錆工 244. 防錆工 245. 防錆工 246. 防錆工 247. 防錆工 248. 防錆工 249. 防錆工 250. 防錆工 251. 防錆工 252. 防錆工 253. 防錆工 254. 防錆工 255. 防錆工 256. 防錆工 257. 防錆工 258. 防錆工 259. 防錆工 260. 防錆工 261. 防錆工 262. 防錆工 263. 防錆工 264. 防錆工 265. 防錆工 266. 防錆工 267. 防錆工 268. 防錆工 269. 防錆工 270. 防錆工 271. 防錆工 272. 防錆工 273. 防錆工 274. 防錆工 275. 防錆工 276. 防錆工 277. 防錆工 278. 防錆工 279. 防錆工 280. 防錆工 281. 防錆工 282. 防錆工 283. 防錆工 284. 防錆工 285. 防錆工 286. 防錆工 287. 防錆工 288. 防錆工 289. 防錆工 290. 防錆工 291. 防錆工 292. 防錆工 293. 防錆工 294. 防錆工 295. 防錆工 296. 防錆工 2
---	--------	---------	---	---------	--	---------	---

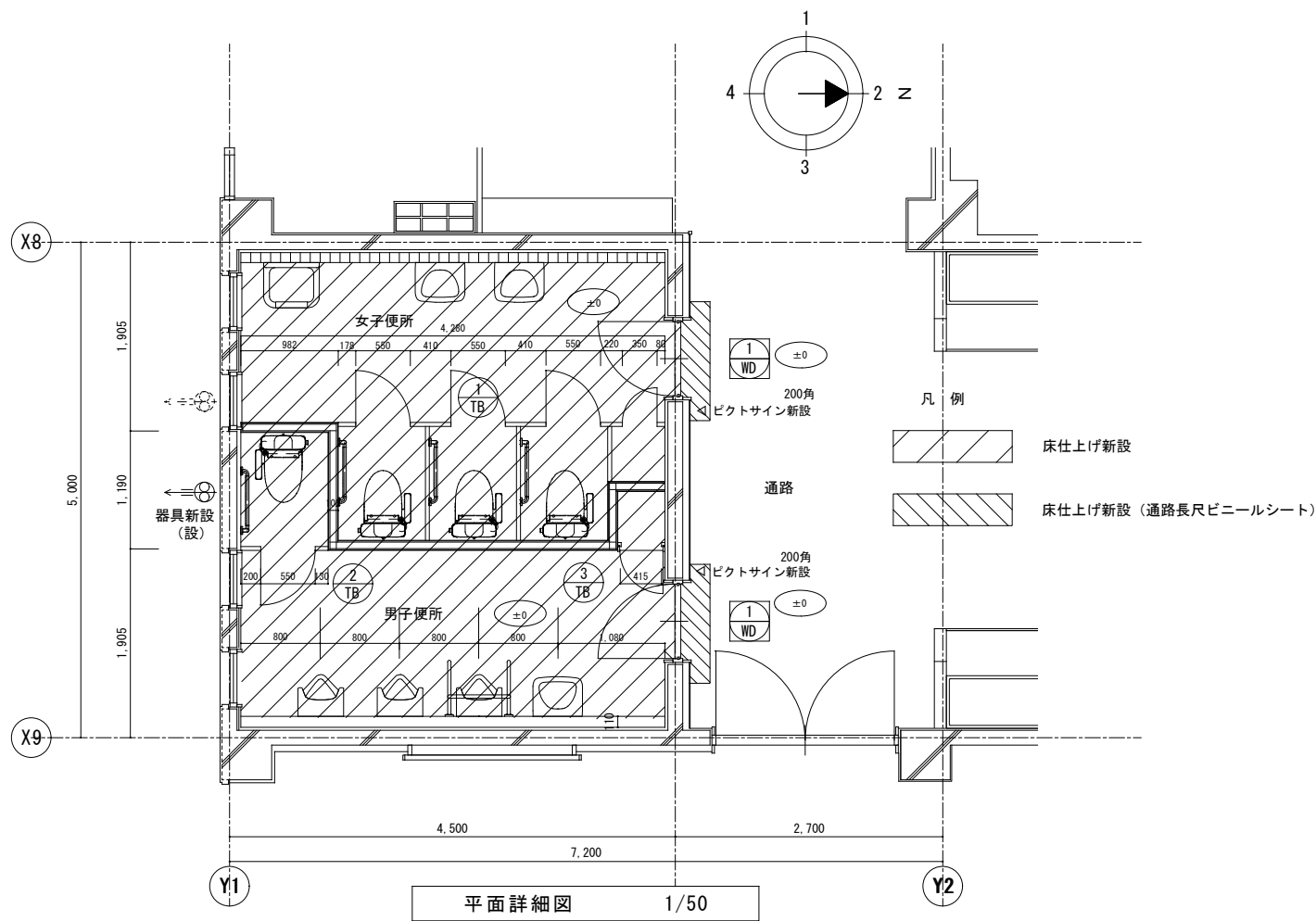




仕上げ表		
	男子便所	女子便所
天井	ケイカル板t=6 EP 塩ビ廻り縁	ケイカル板t=6 EP 塩ビ廻り縁
壁	腰 : 100角タイル 一部 撤去 面台 : 100角タイル H=1100 撤去	腰 : 100角タイル 一部 撤去 面台 : 100角タイル H=1100 一部張替え
巾木	巾木タイル H=100 撤去	巾木タイル H=100 撤去
床	磁気タイル 撤去	磁気タイル 撤去
その他	トイレブース 撤去 扉 撤去 和便器・小便器・手洗い・SK 撤去 (設) 照明器具 撤去 (設) 換気扇 撤去 (設) ピクトサイン 撤去	トイレブース 撤去 扉 撤去 和便器・手洗い・SK 撤去 (設) 照明器具 撤去 (設) ピクトサイン 撤去

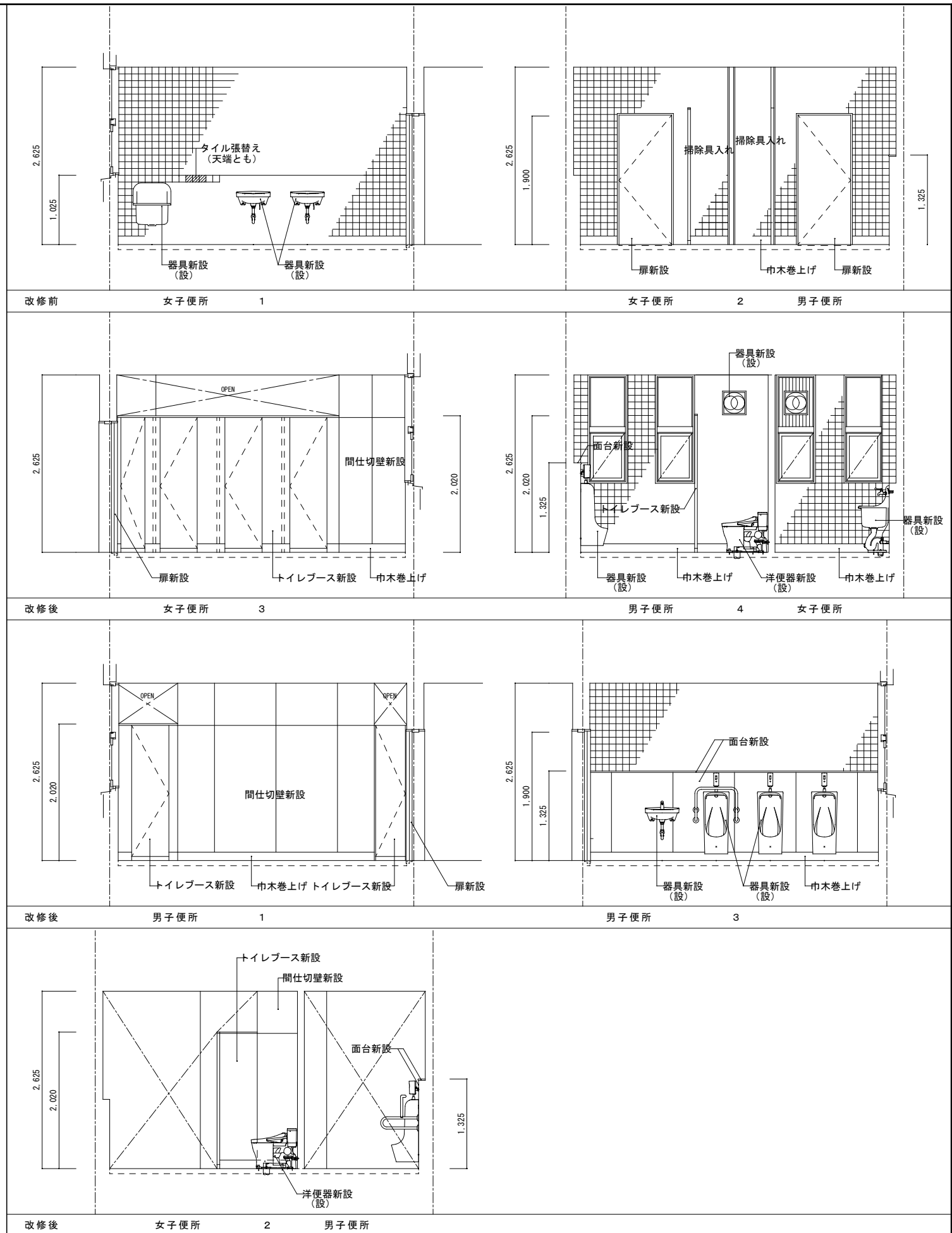
(設) : 機械設備での対応を示す。

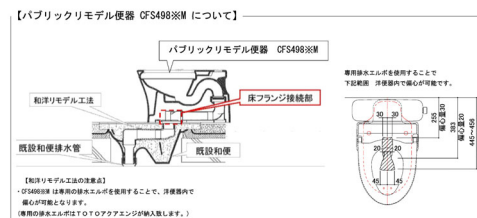
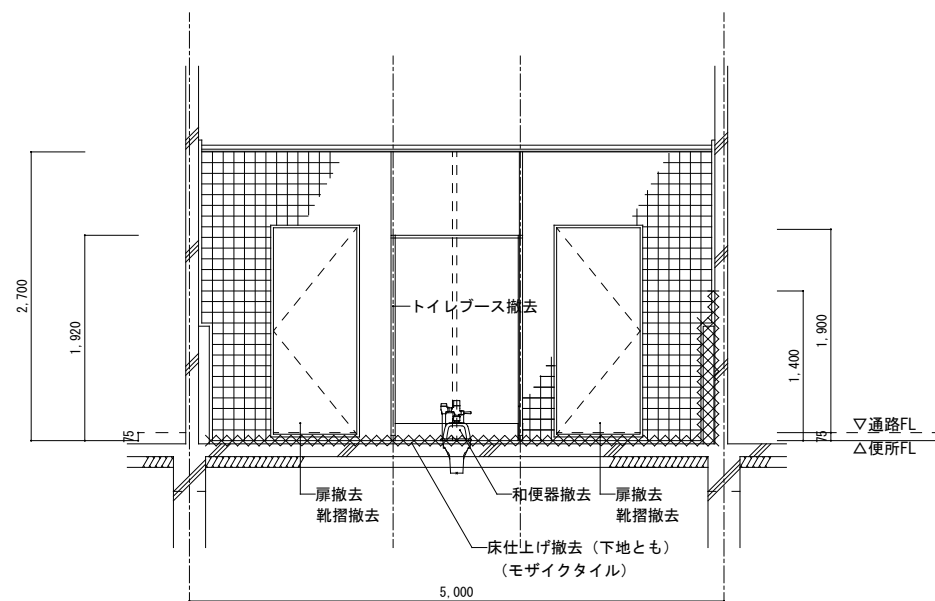




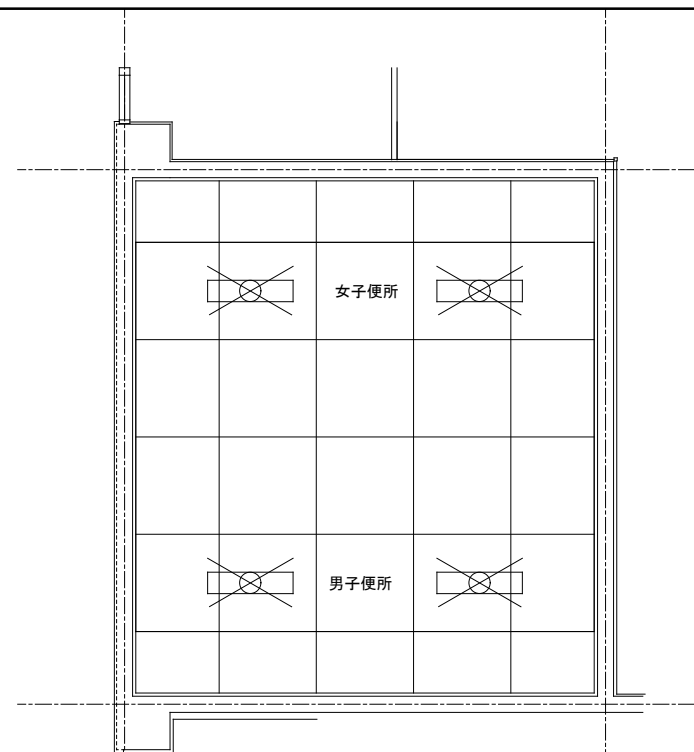
仕上り表		
	男子便所	女子便所
天井	ケイカル板t=6 EP 一部 EP塗変え 塩ビ廻り縁	ケイカル板t=6 EP 一部 EP塗変え 塩ビ廻り縁
壁	壁：既設のまま（100角タイル） 一部張替 腰壁：化粧ケイカル板（LGS下地） H=1325 面台：ホースフォーム(UYAタイプ)	壁：既設のまま（100角タイル） 一部張替 腰壁：化粧ケイカル板（LGS下地） H=1325 面台：ホースフォーム(UYAタイプ)
巾木	巾木：巻上げ H=125	巾木巻上げ H=125
床	長尺ビニールシート（超防汚タイプ）	長尺ビニールシート（超防汚タイプ）
その他	トイレブース 新設 扉 新設 洋便器・小便器・手洗い 新設（設） 天井点検口（450角） 新設 照明器具 新設（設） 換気扇 新設（設） ピクトサイン 新設	トイレブース 新設 扉 新設 洋便器・手洗い・SK 新設（設） 天井点検口（450角） 新設 照明器具 新設（設） 換気扇 新設（設） ピクトサイン 新設

（設）：機械設備での対応を示す。

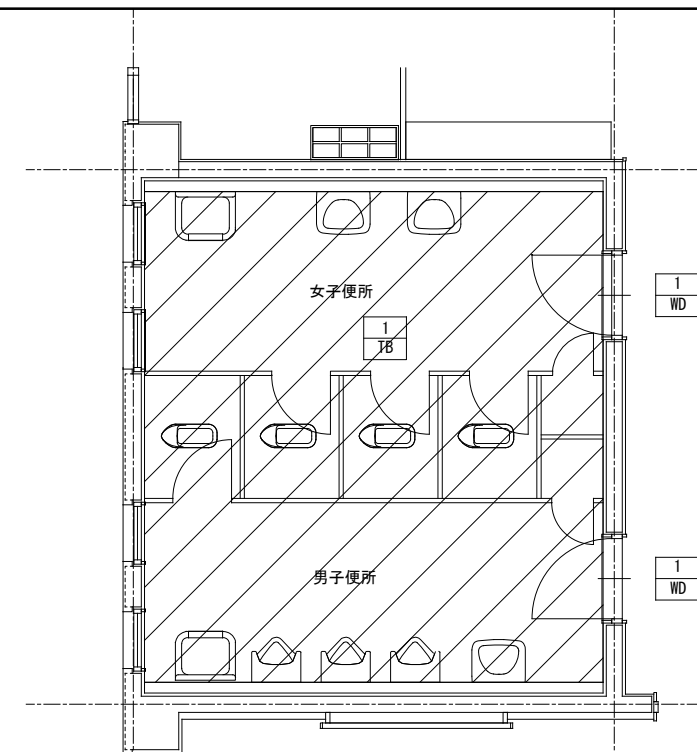
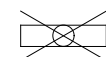




和便器撤去詳細



凡 例

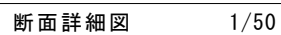


凡 例



床仕上げ撤去
モザイクタイル

撤去建具									
符号	数量	1				1	1		2
		TB					WD		
姿図・寸法									
型式	トイレブース								
枠見込 (扉見込)	40								
仕上	ポリ化粧合板								
ガラス	――								
金物	ステンレス頭ツナギ、 表示付ラッチ、ヒンジ、戸当たり、FK								
備考	巾木塞ぎ：SUS								
						片開きドア			
						40			
						ポリ化粧合板			
						――			
						ヒンジ、取手			
						枠残し再利用			



面台：ポストフォーム（UYAタイプ）

既存タイル張り

▽FL+1325

新設

化粧ケイカル板 t-6

耐水PB t-12.5

補強鉄板仕込み

軽量鉄骨W50下地

a 部詳細 1/20

1. 工事名称

平田中学校体育館トイレ改修工事

電気設備工事

2. 工事場所

海津市平田町蛇池1318

3. 工事概要

敷地面積

-

㎡

建築面積

㎡

延床面積

㎡

主要用途

消防法施行令による区分

別表 第一

() 項

4. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延床面積(㎡)	消防法・令別第一	備 考

5. 一般事項

1) 本工事は、下記各事項に従い、確実に施工する。 <●印を適用とする>
●本特記仕様書 ●設計図書 ●工事請負契約書
●建築基準法 ●消防法及施行令 ●電気設備技術基準
●電力会社内線規程 ●県市町村条例 ●電話会社規程
●国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書
(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」
(最新版)
○日本建築家協会監修「建築設備工事共通仕様書」(最新版)
2) 本工事請負業者は、本工事に必要な電力会社並びに所轄官公庁に対する届出及び
手続き等を代行し、これに要する諸費用は、全て請負者の負担とする。
本工事に必要な工事用電力、水などの費用は、全て請負者の負担とする。
3) 本設計図は設計の大意を示すもの故、本特記仕様書及び設計図書に示す範囲に於
いて、明記なき部分でも技術上・施工上・工事完成上必要と認められる事項は、
係員の指示に従い、異議なくこれを施工する。又、万一設計図に質疑のある
時は、事前に係員と打合せを行いその指示に従う事。
4) 本工事請負業者は、下記に示す各書類及び図面等を、係員の指示する期日までに
速やかに提出し、承認を受けた後施工する事。
工事工程表 施工図 メーカーリスト
機器承諾図 等
竣工時提出書類 竣工写真 竣工写真
絶縁測定結果 照度測定結果 接地抵抗測定結果
テレビ電界強度測定結果 等
6. 工事項目 本工事は、下記各項目を施工する。
<工事項目は●印、建物別項目は○印を適用とする>

No.	工 事 項 目	建 物 別 及 び 屋 外
		屋内便所
○ 1	高圧受変電設備	
○ 2	自家発電設備	
○ 3	直流電源設備	
○ 4	幹線設備	
○ 5	動力設備	
● 6	コンセント設備	●
● 7	電灯設備	●
○ 8	非常照明設備	
○ 9	誘導灯設備	
○ 10	舞台照明設備	
○ 11	電話配管設備	
○ 12	電話機器設備	
○ 13	一般放送設備	
○ 14	非常放送設備	
○ 15	議場放送設備	
○ 16	舞台音響設備	
○ 17	視聴覚機器設備	
○ 18	電池時計設備	
○ 19	インターホン設備	
○ 20	ナースコール設備	
○ 21	出退表示設備	
○ 22	投票表示設備	
○ 23	テレビ共聴設備	
○ 24	テレビ監視設備	
○ 25	テレビビル陰配管設備	
○ 26	テレビビル陰共聴設備	
○ 27	非常通報配管設備	
○ 28	非常通報機器設備	
○ 29	警備保障配管設備	
○ 30	警備保障機器設備	
○ 31	防災無線配管設備	
○ 32	防災無線機器設備	
○ 33	駐車場官制設備	
○ 34	非常通報設備	
○ 35	火災報知設備	
○ 36	防火戸自動閉鎖設備	
○ 37	ガス漏れ警報設備	
○ 38	避雷針設備	
○ 39	構内配電設備	
○ 40	構内通信設備	
○ 41		
○ 42		

7. 項目別概要

本工事は、下記各項目別概要に従い、確実に施工する。
○電力引込設備工事
受電タカ
○高圧電力 ○特別高圧電力 受電タ圧 3 φ 3 W 6 6 0 0 V
○低圧電力 (○電灯・○動力) 受電タ圧 1 φ 3 W 1 0 0 V φ W V
○深夜電力・無 ○有 (○高圧・○低圧) 受電タ圧 φ W V
引込方式
○地中引込 ○架空引込 ○連接引込
引込場所
○建物直接 ○引込柱設置 (以降 ○地中埋設・○架空配線)
電力計取付場所
○引込柱 ○建物外壁 ○キュービクル内
○高圧受変電設備工事
受電設備型式
○屋外 ○屋内 ○キュービクル ○フレーム式
主遮断器
○V C B ○O C B ○A C B ○L B S ○その他 操作 (○手動・○電動)
変圧器等
変圧器 (○油入・○乾式) コンデンサ (○有・○無) リアクトル (○有・○無)
○自家発電設備工事
発電タカ
φ W V H z K V A
発電機型式
○屋外 ○屋内 ○キュービクル ○オープン式 切替盤 (○搭載型・○別置型)
○一般型 ○低騒音型 ○低騒音マフラー付 ○寒冷地仕様 ○水冷 ○空冷
○直流電源設備工事
電気方式
一次側 ○A C 1 φ 3 W 2 0 0 / 1 0 0 V ○A C 1 φ 2 W 2 0 0 V ○A C 1 φ 2 W 1 0 0 V ○A C 3 φ 3 W 2 0 0 V
二次側 ○D C 1 φ 2 W 1 0 0 V ○D C 1 φ 2 W 2 4 V
蓄電池種類
型式
○鉛 (○H S ・○C S ・○M S E) ○アルカリ (○A H ・○A M H)
型式
○キュービクル式 (○高圧盤併設・○単独設置) ○架台設置式
用途
○非常照明明用 (分) ○操作用 ○非常照明・操作兼用
○幹線動力設備工事
電気方式
動力 ○3 φ 3 W 2 0 0 V ○3 φ 3 W 6 . 6 0 0 V
電灯 ○1 φ 2 W 1 0 0 V ○D C 1 φ 2 W 1 0 0 V
配線方式
○金属管工事 ○合成樹脂管工事 ○金属ダクト工事 ○バスダクト工事
○ケーブル配管工事 ○ケーブルラック工事
●電灯コンセント設備工事
電気方式
電灯照明 ●1 φ 2 W 1 0 0 V ○1 φ 2 W 2 0 0 V ○D C 1 φ 2 W 1 0 0 V
コンセント ●1 φ 2 W 1 0 0 V ○1 φ 2 W 2 0 0 V
配線方式
●金属管工事 ●合成樹脂管工事 ○C D 管工事 ●P F 管工事
●ケーブル工事 (●天井内のみ・○乾式壁内共)
配線器具
器 具 ○連用 ○非連用 ○ハイ角連用 ●フルカラー
プレート ●新金属 ○ホワイトブロンズ ○樹脂 ○フルカラー
照明器具
別紙姿図参照
○電話配管設備工事
配管方式
○金属管工事 ○合成樹脂管工事 ○C D 管工事 ○P F 管工事
○フロアーダクト工事 (○電話専用・○強電兼用)
壁面 ○新金属 ○ホワイトブロンズ ○樹脂 ○フルカラー ○その他
床面 ○亀甲型 ○クラゲ型 ○クロワバ型 ○フリースアクセス用 ○その他
○電話機器設備工事
交換機
○ホームテレホン ○ボタン電話 ○デジタル式 ○電子式 ○その他
回線数
○局線 / 回線 ○内線 / 回線
電話機
○卓上型 ○壁掛型 ○ダイヤル式 ○プッシュ式
○放送設備工事
種別
○一般放送専用 ○一般非常放送兼用 ○非常放送別置 ○ローカルアンプ別置
増幅器
○卓上型 ○壁掛型 ○デスク型 ○ラック型 ○総合盤組込型
附属機器
○マイクrohホン ○プレーヤ ○カセットレコーダ ○その他別紙参照
配線方式
○金属管工事 ○合成樹脂管工事 ○C D 管工事 ○P F 管工事
○ケーブル工事 (○天井内のみ・○乾式壁内共) ○その他
○電池時計設備工事
親時計
○水晶式 ○壁掛型 ○据置型 ○総合盤組込型 ○プログラムタイマー
子時計
○埋込型 ○壁掛型 ○塔時計 ○スピーカ付 ○その他別紙参照
配線方式
放送設備参照
○インターホン設備工事
機器型式
○ドアホン ○テレビドアホン ○集合住宅用 ○夜間受付用 ○その他
親機 (○電話形・○スピーカ形) 子機 (○電話形・○スピーカ形) ○A C ○D C
通話方式
○親子式 ○相互式 ○同時式 ○交互式
配線方式
放送設備参照
○ナースコール設備工事
親機
○ボード型 ○卓上型 ○デジタル表示型 ○標準型 局数 /
子機
○ユニット型 ○ハンド型 ○アーム型 ○天井マイク・握り押釦型
附属機器
○廊下灯 ○復帰釦 ○トイレ押釦 ○浴室押釦 ○その他別紙参照
配線方式
放送設備参照
○出退表示設備工事
表示盤
○2 モード表示 ○4 モード表示 ○卓上型 ○壁掛型 ○その他
操作器
○個人用 (○卓上型・○埋込型) ○卓上型集中操作器
配線方式
放送設備参照
○投票表示設備工事
表示盤
○磁気反転式 ○ランプ式 ○壁掛型 ○埋込型 ○吊下型 ○その他
操作器
○卓上テンキー式 ○卓上押釦式 ○その他
配線方式
放送設備参照

8. 主要材料

本工事に使用する主要材料は、下記又は係員が同等品以上と認めたメーカーとする。

品 名	メ ー カ ー
電線・ケーブル	J I S 表示品
電線管及び附属品	J I S 表示品
キュービクル	新愛知 中 立 別 川 尾 関 三 景 日 東
高・低圧盤	ハナニッパ
端子盤	ハナニッパ
高圧遮断器・開閉器	ハナニッパ 東 芝 三 菱 日 立 新愛知 高 松
変圧器	ハナニッパ
コンデンサ	ハナニッパ
発電機	ハナニッパ
直流電源装置	ハナニッパ
無停電電源装置	ハナニッパ
一般照明器具	ハナニッパ
特殊照明器具	別紙姿図記入メーカー
投光照明器具	ハナニッパ 東 芝 三 菱 日 立 岩 崎
換気扇	ハナニッパ
配線器具	ハナニッパ
舞台照明機器	ハナニッパ
電話機器	ハナニッパ
インターホン機器	ハナニッパ
ナースコール機器	ハナニッパ
出退表示機器	ハナニッパ
投票表示機器	ハナニッパ
一般・非常放送機器	ハナニッパ
舞台音響機器	ハナニッパ
視聴覚機器	ハナニッパ
電気時計機器	ハナニッパ
テレビ共聴機器	ハナニッパ
非常通報機器	ハナニッパ
非常警報機器	ハナニッパ
火災報知機器	ハナニッパ
防火戸自動閉鎖機器	ハナニッパ
ガス漏れ警報機器	ハナニッパ
避雷針	ハナニッパ

9. 工事区分

本工事における工事区分は下記とするが、各請負業者と打合せ確認の上施工する事。
<○印を適用とする>

項 目	建 築	電 気	空 調	給排水	別 途	備 考
電力会社外線工事負担金						
テレビビル陰共聴工事						
躯体貫通スリーブ・仮枠						
同上用鉄筋補強						
天井・床・重点検口						
設備機器用天井切込加工						
同上用地下補強						
キュービクル基礎						
発電機基礎						
自立盤基礎						
外灯基礎						
テレビアンテナ基礎						
無線ポール基礎						
換気扇及び専用スイッチ						
同上用配管配線						
天吊 F C スイッチ用配管配線						
天吊 A C スイッチ用配管配線						
エアコン室内外機間配管配線						
空調自動制御機器						
同上二次側配管配線						
各水槽電極及び保持器						
同上用配管配線						
浄化槽盤						
同上二次側配管配線						
煙感連動防火戸用保持器						
同上防災垂れ壁用保持器						
同上防火シャッター用リレー						
自動閉鎖用煙感知器						
同上用配管配線						
E L V 用インターホン機器						
同上用配管						
同上用配線						

25210

平田中学校体育館トイレ改修工事

電気設備特記仕様書

scale

A2-1/50

A3-70%縮小

date

design

draw

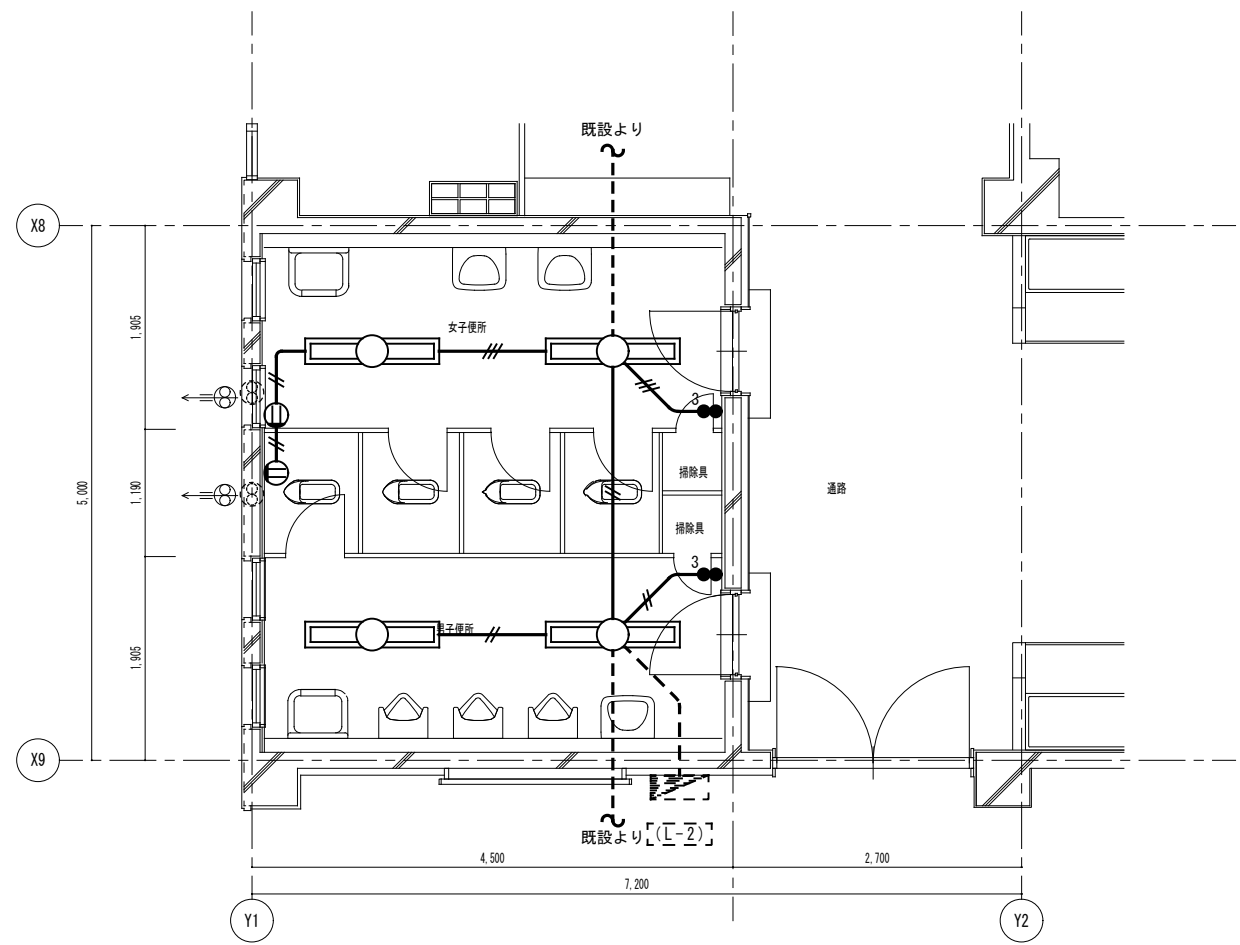
check

大建設計株式会社

一級建築士213675号

古川 富士雄

301



改修前 平面詳細図 1/50

FL40W×1 埋込

● スイッチ 1P15A×1

●³ スイッチ 3W15A×1

Ⓜ コンセント 2P15A×1

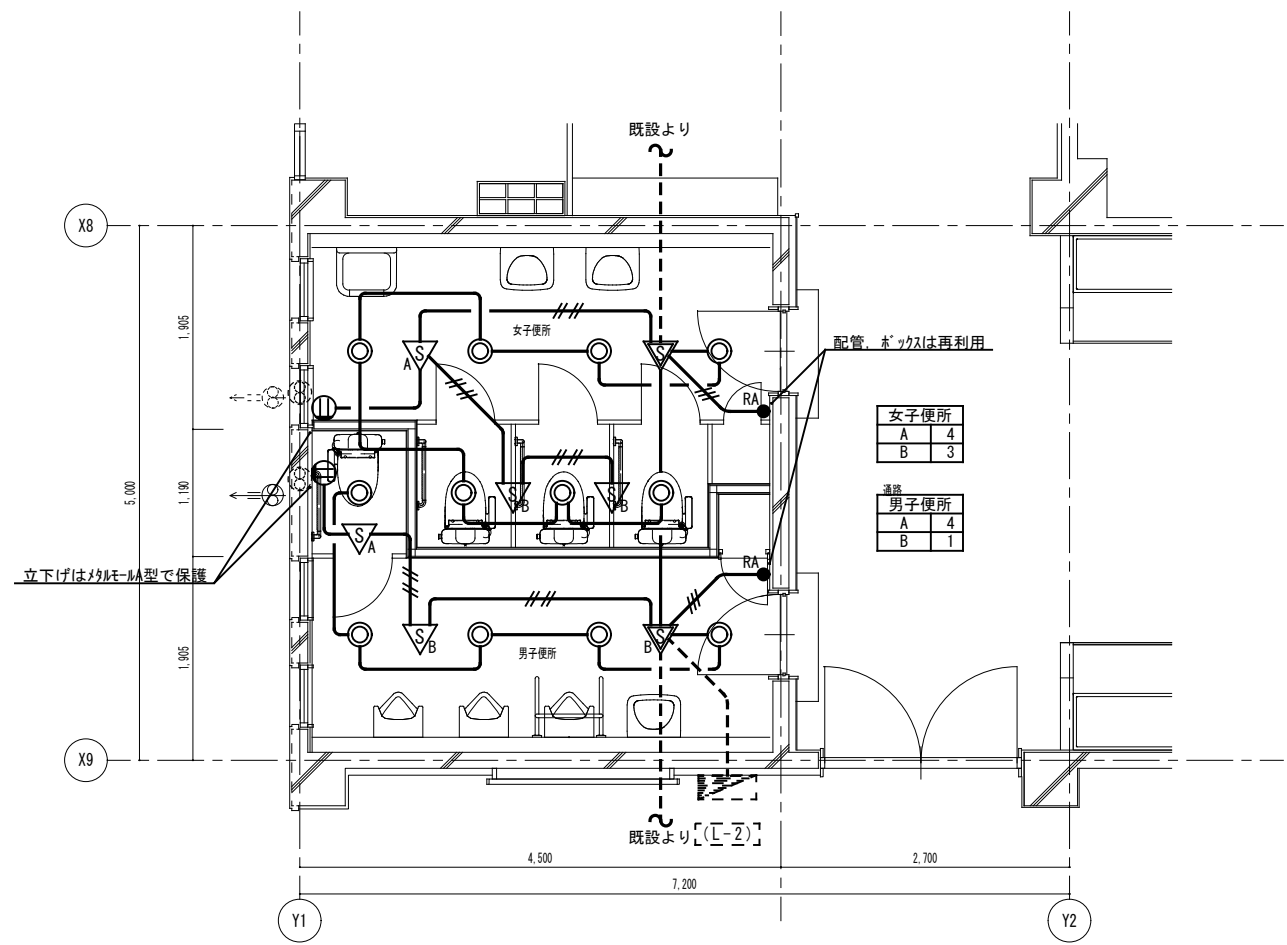
特記なき配管・配線は下記とする。

— IV2.0×2 (E19)

— IV1.6×2 (E19)

— IV1.6×3 (E19)

実線は撤去を示し、点線は残置とする。



改修後 平面詳細図 1/50

● RA 切替スイッチ

▽ 熱線センサー付自動スイッチ 親機

▽_A 熱線センサー付自動スイッチ 子機 換気扇連動

▽_B 熱線センサー付自動スイッチ 子機

Ⓜ コンセント 2P15A×1

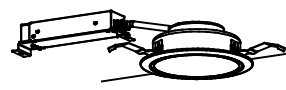
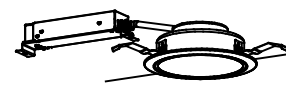
特記なき配管・配線は下記とする。

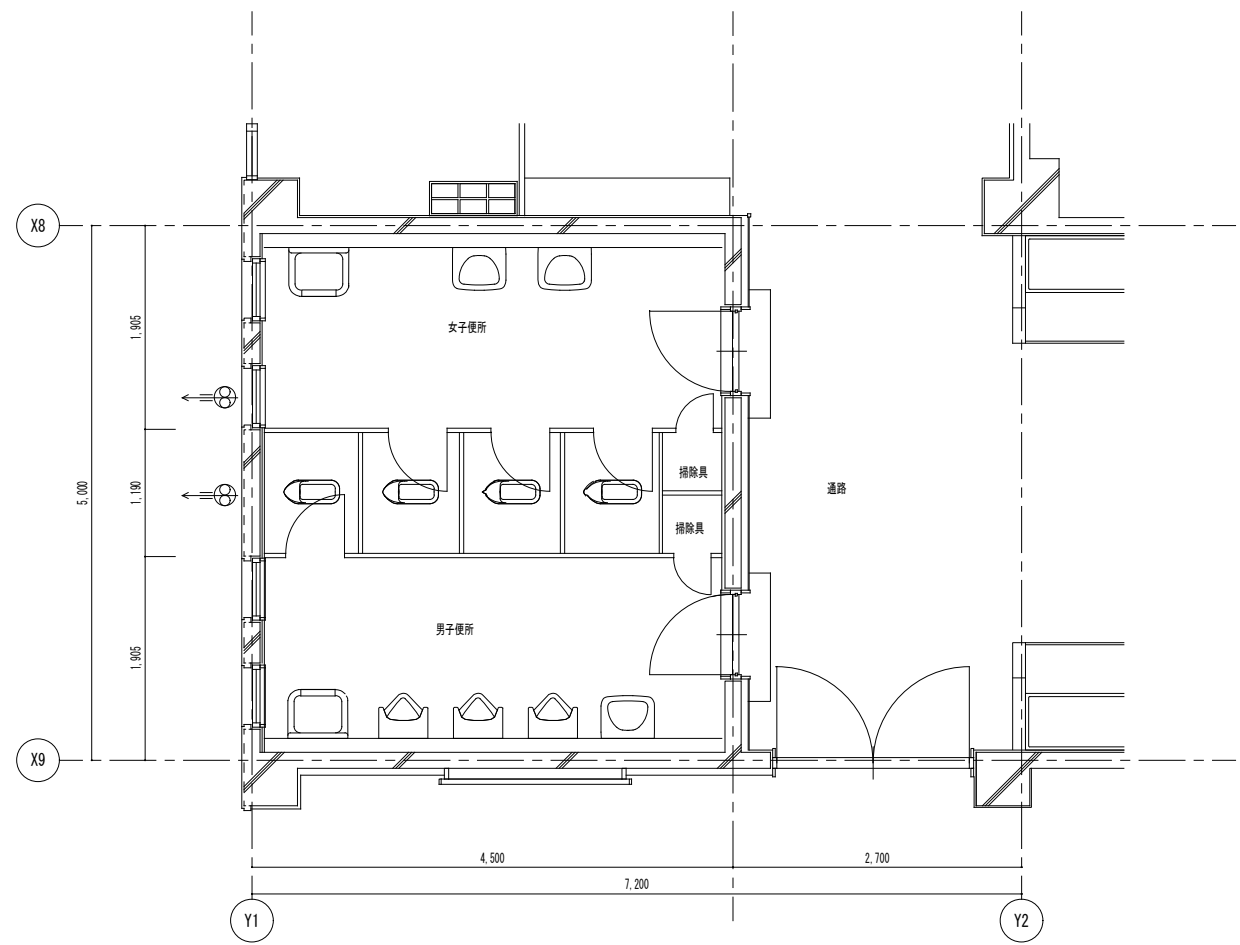
— EM-EEF1.6-2c (PF16)

— EM-EEF1.6-3c (PF16)

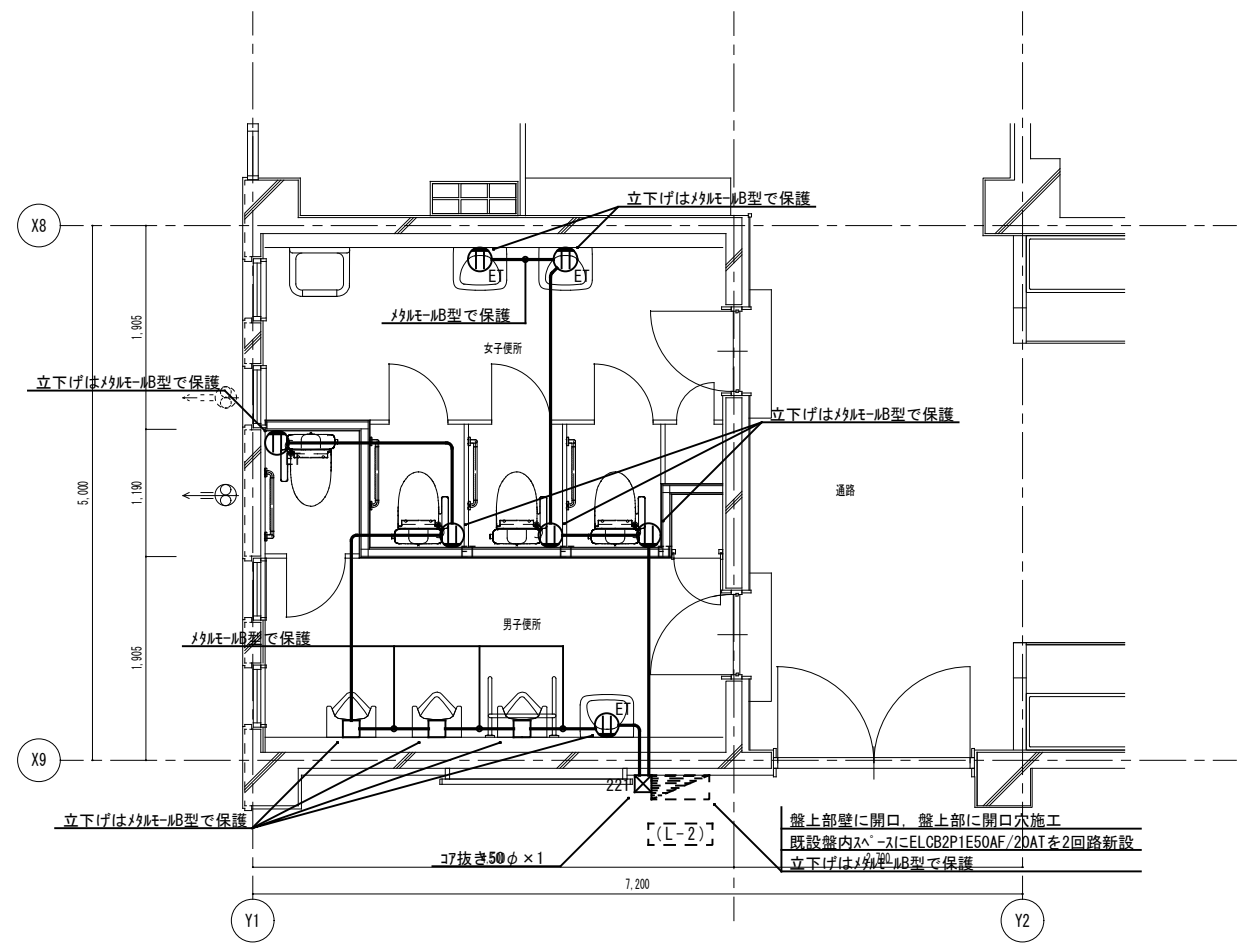
— EM-EEF1.6-2c×2 (PF22)

二重天井内はケーブル工事とする。

(A) LEDダウライト 電圧：100V～242V 消費電力：7.0W 埋込寸法：φ150×高65 色温度：5,000K 定格光束：1,045 lm 非調光  LRS1-08	(B) LEDダウライト 電圧：100V～242V 消費電力：4.2W 埋込寸法：φ100×高59 色温度：5,000K 定格光束：610 lm 非調光  LRS1-05
--	--



改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50

ET
① コンセント 2P15A×1 ET付
221
☑ プレキャスト SS 200×200×100

特記なき配管・配線は下記とする。
—— EM-EEF2.0-3c (PF22)
二重天井内はケーブル工事とする。

工事名称

平田中学校体育館トイレ改修工事（機械設備）

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所

＊岐阜県海津市平田町蛇池138

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一	備考
中学校(体育館)	S造	1	-		

3. 工事種目

（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外	工事種別					
工事種目	屋内					屋外
○空気調和設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
●換気設備	●一式	一式	一式	一式	一式	一式
○排煙設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○自動制御設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
●衛生器具設備	●一式	一式	一式	一式	一式	一式
●給水設備	●一式	一式	一式	一式	一式	一式
●排水設備	●一式	一式	一式	一式	一式	一式
○給湯設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○消火設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○厨房機器設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ガス設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○し尿浄化槽設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ろ過設備	一式					
○太陽熱設備	一式					
○さく泉工事設備						一式

4. 指定部分

○無・有()

5. 設備概要

・屋内運動場棟のトイレ改修工事一行う。

II. 工事仕様

1. 共通仕様

(1)

特記仕様及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁庁舎補修等の機械設備標準仕様書（最新版）及び機械設備改修工事標準仕様書（最新版）並びに国土交通省官庁庁舎設備設備整備の機械設備工事標準図（最新版）による。

(2)

電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、電気設備工事の工事仕様は、（／）図、建築工事の工事仕様は（／）図による。

2. 特記仕様

(1)

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2)

特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用し、・印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
●	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
●	② 主任技術者等	下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。 ・資格の区分Ⅰ (イ) 建築業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の職種目に合格した者。 (ロ) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は、「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は、衛生工学部門に合格した者。 ○資格の区分Ⅱ (イ) 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の職種目に合格した者。 (ロ) 資格の区分Ⅰの資格を有する者。
●	③ 電気保安技術者	・適用する ・適用しない
●	④ 技能士の適用	○配管施工（配管工事）・建築板金施工（ダクト製作および取付） ○熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の取付）
●	⑤ 監督員事務所	○設けない・設ける
●	⑥ 工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。
●	⑦ 工事用仮設備	構内につくることが・できる○できない
●	⑧ 足場、さん橋類	○剛架橋の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置とする。 ・改修共通仕様書第1編2.2.1によるほか、下記による。 ・内部仮設足場等（・種・種） ・外部仮設足場等（・種・種）
●	⑨ 残土処分	・埋戻し後の建設残土は、監督職員が指示する構内の構内に敷きならしとする。 ・現場説明書による。・増外処分による。
●	⑩ 埋戻し土・盛土	・掘り出し土中の良質土（但し、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）・川又は、山砂の類
●	⑪ 工事写真	国土交通省大臣官庁官庁庁舎補修「工事写真」の撮り方（改第2訂版）建築設備編）による。
●	⑫ 案内板	機器等の取り扱い方、及び重要な定期点検項目を書いたワクリル樹脂製の案内板を機械室に設置する。 案内板の大きさは、約㎡とする。
●	⑬ 総合調整	○本工事（調整項目は下記のものとする。） ・風量調整○水封調整・室内外空気温度の測定 ・室内気流及び塵埃の測定・騒音の測定 ・別途とする。

1. 電源周波数

1.5. 容量等の表示

① 耐震措置

設備機器の固定等は、すべて「建設省住宅局監修の建築設備設置設計・施工指針1997年版」により行なう。ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力K_h（下表で、固定の機器／防振支持の機器／水櫃類）及び設計用鉛直地震力K_v（K_h／2）を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。
○特定の施設におけるK_h。

設置場所	1階の床以下	1階天井～2階の床	2階の天井以上
重要機器	1.0／1.0／1.5	1.5／1.5／1.5	2.0／2.0／2.0
重要以外	0.6／1.0／1.0	1.0／1.5／1.0	1.5／2.0／1.5

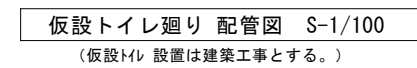
・一般の施設におけるK_h。

設置場所	1階の床以下	1階天井～2階の床	2階の天井以上
重要機器	0.6／1.0／1.0	1.0／1.5／1.0	1.5／2.0／1.5
重要以外	0.4／0.6／0.6	0.6／1.0／0.6	1.0／1.5／1.0

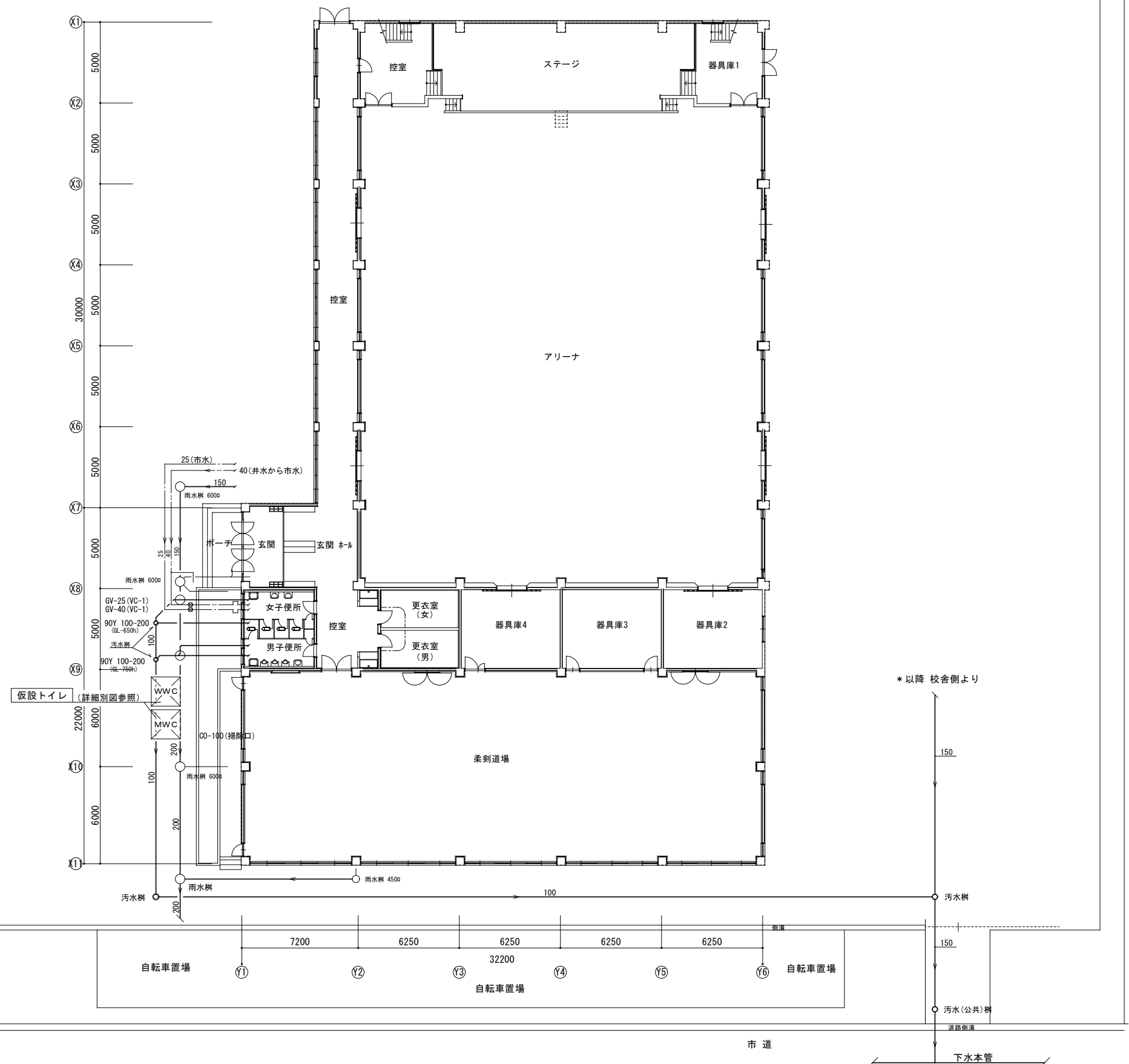
○重要機器は次のものを示す。
○給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・熱源機器
・防災設備・監視制御設備・燃焼物貯蔵装置
・火を使用する設備・避難経路上に設置する機器
浴槽等の非破壊検査・不要・要（ ）
(1) 地中埋設機・要（図示の箇所）（杭又はビ）製・不要
(2) 埋設表示用テープ・要（排水管を除く）・不要○給水、消火、ガス配管等
(3) 配管埋設時には、管保護用砂を周囲に入れた後埋戻しを行うこと。
標準仕様書第2編によるほか下記による。
(材料は鋼保護管を使用、(尚土埋設部(給湯管)は「RFR」防水麻布「ラ」をラシ仕様とする。)
・屋外露出部（給水管・消火管・給湯管・ドレン管・冷媒管・弁類を含む）は、防凍保温(SUS巻巻き仕上)を行う。その仕様は標準仕様書第2編3.1.4及び3.1.5とする。
厚さは、配管の呼び径80φ以下のものは20t、呼び径100φ以上のものは25tとする。
・共同溝、床下ピットの保温は（標準仕様書第2編の施工箇所）を適用する。
・多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿仕様とし、ユニットは含まない）
(・浴室・脱衣室・厨房(処理室含む)・便所内)
○屋内露出（・実験室・）の保温外装は（・FRP）SUS巻巻き）とする。
○耐火二層管の箇所は保温不要。
下記の金属配管、金属電線管は塗装を行なう。
・屋外露出（・）の屋内露出
下記の保温を施さない垂れめつきを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
・機械室・倉庫・電気室・自家発電・E.V.機械室
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、ダイヤモンドカッターを用いる。
電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編2.4.1表、4.2.12による。
(1) 本工事においては、次の電線管（EMケーブル）の規格を追加する。

呼称	規格
IE電線	JCS第416号600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）
IEC電線	JCS第417号600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）
EEケーブル、CEケーブル	JCS第418号600V耐熱性ポリエチレンシースケーブル
制御用Eケーブル	JCS第419号制御用耐熱性ポリエチレンシースケーブル

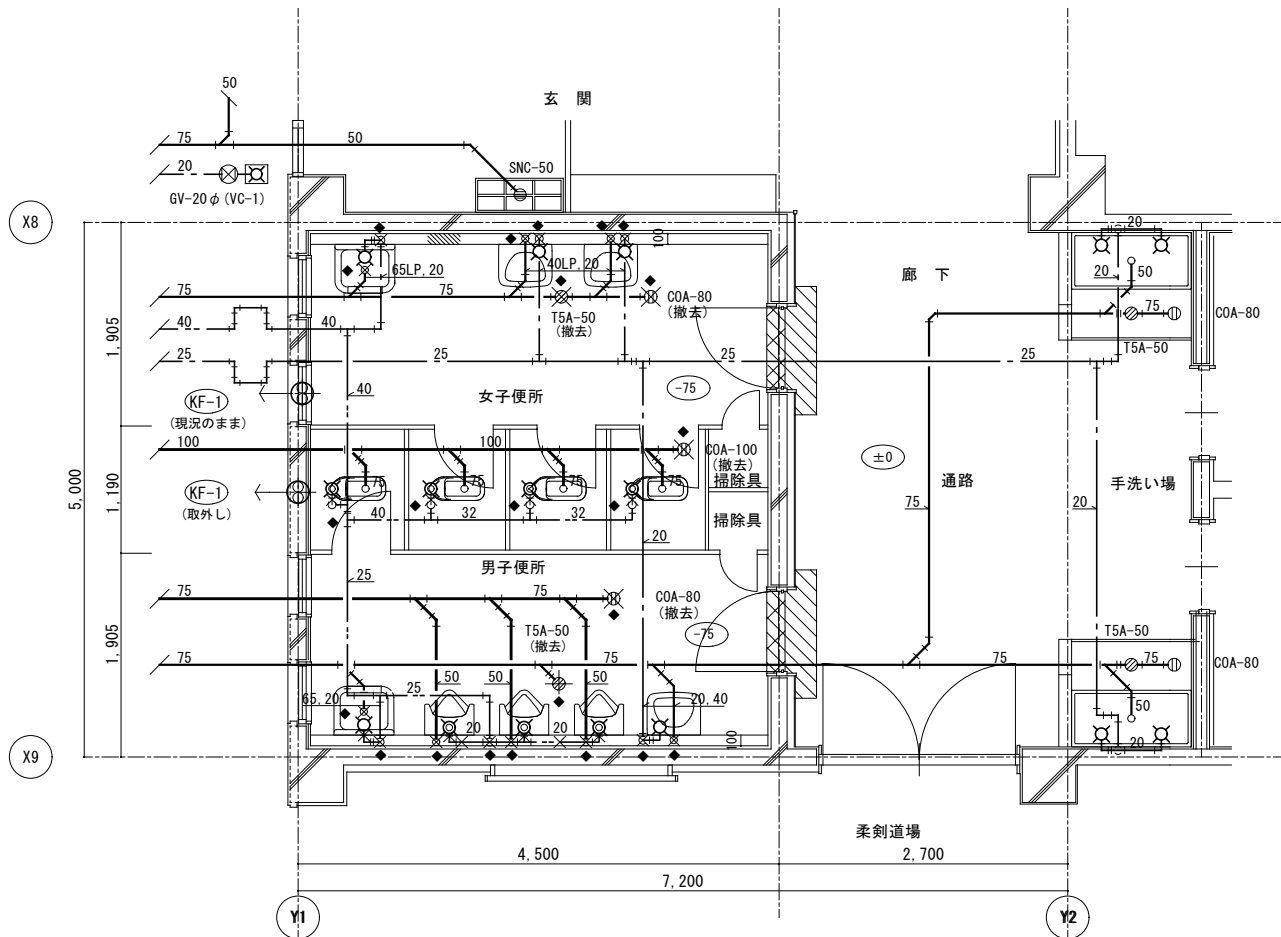
(2) 設計図面にビニル電線等を使用する旨の記載があるものは、EMケーブルの規格を含むものとする。
(3) EMケーブルの電線の色別は、原則として国土交通省大臣官庁官庁庁舎補修制定の電気設備工事標準仕様書（最新版）による。
() 書きの室名は露天管を示し、その他は二重管を示す。
施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
(・構内○屋外)のりり金物・支持金物類は、ステンレス鋼製（SUS304）とする。
下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。
事前調査
調査項目
調査範囲
調査方法
○給水管・排水管等
・図示・
・図示・
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。| 2. 天井仕上 |



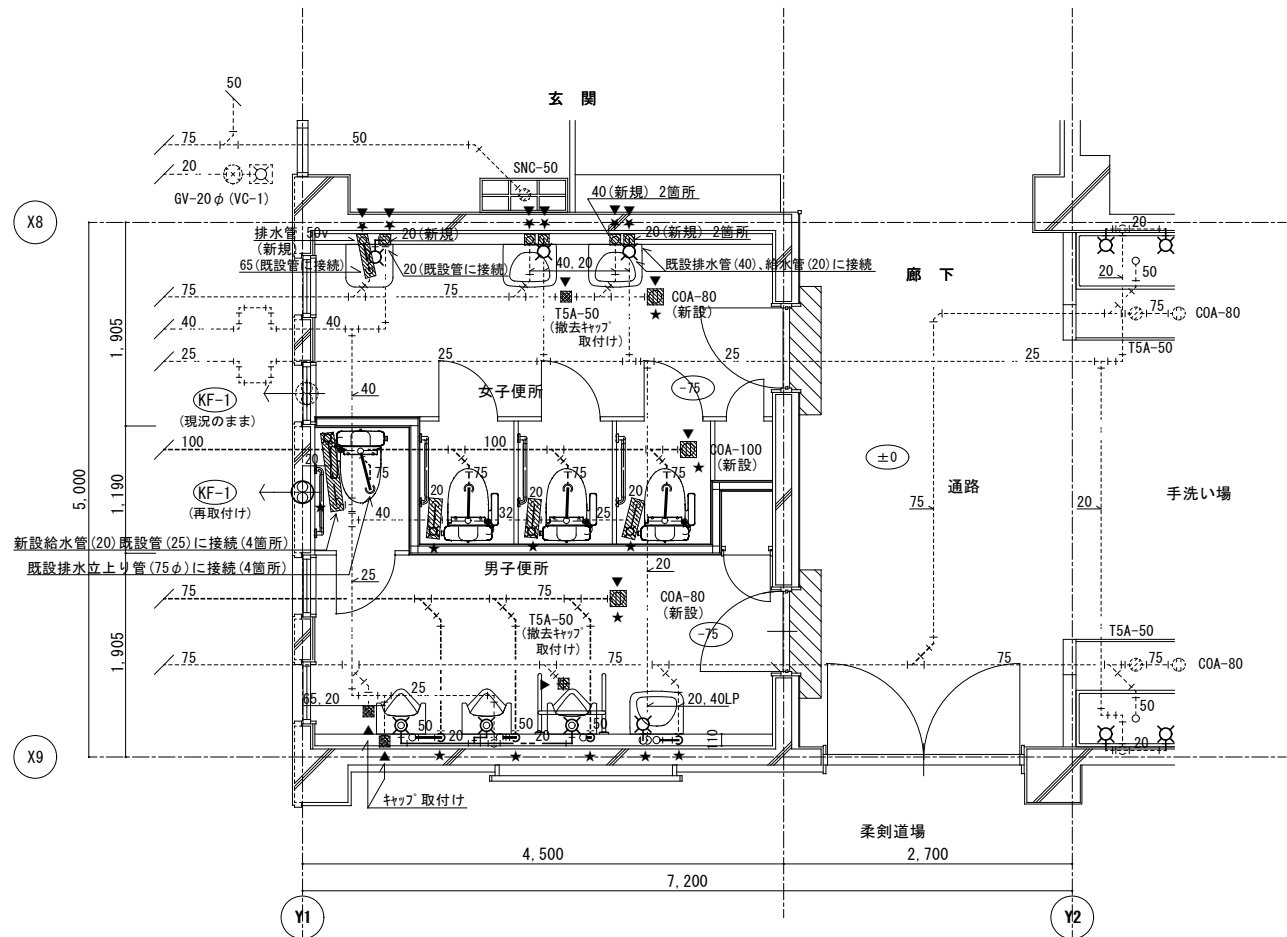
仮設工事 凡例	
—————	仮設 給水管 (Rシツ(HIVP))
—————	仮設 汚水管 (Rシツ(VP))
-----	仮設 通気管 (Rシツ(VP))
-----	既設 給水管・排水・雑排水管・併類
⋈	弁 類 (仕切弁)
——— ———	既設管からの分岐及び接続箇所



改修前 平面図 S-1/200



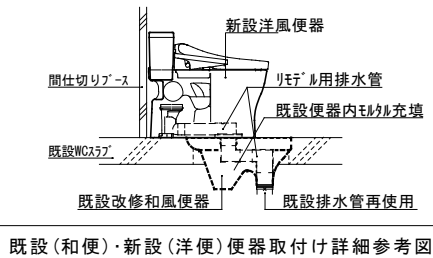
改修前 平面詳細図 1/50



改修後 平面詳細図 1/50

凡例 (改修前)	
	給水管 (市水) (ロッド・インペイ (SGP-PB))
	給水管 (井水→市水) (ロッド・インペイ (SGP-PB))
	汚水管 (VP)
	雑排水管 (VP)
	通気管 (VP)
	既設配管切断箇所
	既設配管撤去箇所

凡例 (建築)	
	床仕上げ撤去
	床仕上げ撤去 (ドア靴摺テラゾー)
	床仕上げ撤去 (通路長尺ビニールシート)



既設 (和便)・新設 (洋便) 便器取付け詳細参考図

凡例 (建築)	
	床仕上げ新設
	床仕上げ新設 (通路長尺ビニールシート)

凡例 (改修後)	
	新設給水管 (ロッド・インペイ・暗渠 (SGP-VB))
	新設給水管 (ロッド・インペイ・暗渠 (SGP-VB))
	新設 汚水管
	既設 給水管・排水・雑排水管・通気管
	新設・既設配管接続箇所
	取り 補修箇所
	キャップ 取付け箇所

屋内体育館便所 既設 器具表			* 注記、男女手洗い部分を除き全面改修		
室 名	器具名称	品 番	数量		
便 所 (男女共)	和風便器	※ 部分改修 (C-375V、フラッシュ弁) * フラッシュ弁、紙巻器 撤去処分	男子	女子	
	小 便 器	※ 撤去処分 (U-57 (壁掛け壁排水形)、フラッシュ弁 等含む。)	1	3	
	掃除流し	※ 撤去処分 (SK22A、水栓、排水金具 (S形) 等含む。)	3	1	
	洗面器	※ 撤去処分 (L-230 (壁掛形)、水栓 (止水栓付)、排水 (P形) 金具 等含む。)	1	2	
女子便所	換気扇 (KF-1)	* 現況のまま (壁取付形 羽根径 200φ 1φ100v用)			1
男子便所	換気扇 (KF-1)	* 取外し再使用 (壁取付形 羽根径 200φ 1φ100v用)	1		
廊下手洗い場	水 栓	* 現況のまま (胴長 横水栓)	2	2	

体育館便所 既設・新設 器具表			* 注記、男女手洗い部分を除き全面改修		
室 名	器具名称	品 番	数量		
便 所 (男女共)	洋風便器	新設 (部分改修) フラッシュタンク式便器 (床給水排水) CFS498BMT、洗浄便座 ((TCF589AU)・暖房・脱臭・擬音装置 付)、棚付2連紙巻器 (YH702)、等一式含む。	男子	女子	
	同上手すり	新設 (L型 (SUS製樹脂被覆タイプ) 700Lx700hx120d) 取付金具等含む。	1	3	
	小 便 器	新設 壁掛低リッパ 形 (UFH500)、フラッシュ弁 ((TEA62ADS) 乾電池モーター式)、洗浄管、パッキン等含む。	3		
	同上手すり	新設 T112CU22 (SUS製樹脂被覆タイプ)、取付金具等含む。	1		
	掃 除 流 し	新設 SK507 (大形洗濯流し)、T200BSQ13C (横水栓)、TK40P (排水金具)、パッキン等、壁止め 具 等含む。		1	
	洗 面 器	新設 L210C (壁掛形)、水栓 ((TEL24DPRA) 電池式モーター式) 止水栓付、排水金具 (TLDP2105 JA)、取付金具 等含む。	1	2	
	化粧鏡	新設 YM4560F (耐蝕製)	1	2	
男子便所	換気扇 (KF-1)	* 既設品再取付け 壁取付形 羽根径 200φ 1φ100v用 ※ 清掃含む。	1		